8月1日(水)から 後期高齢者医療 被保険者証が 緑色に変わります

新しい被保険者証は7月下旬までに郵送されますので、被保険者証が届いたら、名前、一部負担金の割合などを確認し、なくさないように大切に保管しましょう。

また、有効期限の過ぎた藤色の被保険者証は、細かく裁断するなどして処分してください。8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に被保険者証を郵送します。

一部負担金の割合

一部負担金の割合は1割または3割で、平成23年中の所得・収入によって決まります。3割負担になる人は、平成24年度の市民税課税標準額が145万円以上の被保険者とその人と同じ世帯にいる被保険者です。

- ※ただし、次の条件に当てはまる人は、 確定申告書の写し等を添えて申請す ると『1割』になります。
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1 人で、その人の収入が383万円未満の場合
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が2 人以上で、その2人以上の収入合計額 が520万円未満の場合
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1 人で、同じ世帯にいる後期高齢者医療 に加入していない70歳~74歳まで の人との収入合計額が520万円未満 の場合



限度額適用•標準負担額減額認定証

認定証も8月1日(水)から変わります。 市民税非課税世帯の被保険者は、申請す ると限度額適用・標準負担額減額認定証 が交付されます。

●現在、認定証をお持ちの場合

新しい認定証は、8月中に郵送します。 ただし、非課税世帯でなくなった人は交付対象でないため継続交付されません。

●認定証をお持ちでない場合

交付を希望する人は国保年金課(伊豆 長岡庁舎)または各支所市民課で申請の 手続きをしてください。

外来受診での窓口負担額について

平成24年4月1日診療分より外来受診の際に医療機関等に支払う額が一定額までとなりました。これにより、ひとつの病院や薬局での一カ月あたりの支払いが自己負担限度額までとなり、一時的に多額の負担をすることがなくなります。

なお、複数の病院や薬局での支払額の 合計が自己負担限度額を超えた場合は、 高額療養費として支給されます。

記号番号 1234567 世 住 所 静岡県伊豆の国市 長岡340番地の1 主 氏 名 伊豆野 国太郎 男

伊豆の国市長岡340-1 伊豆の国市

国民健康保険高齢受給者証 24年8月1日

変わります

70~74歳の国保加入者様

8月1日(水)から

高齢受給者証が藤色に変わります

国民健康保険に加入の70歳から74歳までの人に、高齢受給者証を交付しています。高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。8月1日から有効の高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証をお送りします。

医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書になりますので、病院などの窓口では保険証と一緒に必ず提示してください。

●自己負担割合について

自己負担割合は平成23年中の所得などにより決まります。

割合		対象になる人		
3 割	現役 並み 所得者	同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上の70~74歳までの国保被保険者がいる人。 *ただし、次の人は申請すると「1割負担」になります。 ●70~74歳までの国保被保険者の収入の合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満の人。●同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者になった国保被保険者1人の世帯の場合、市民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上で、同一世帯の国保から後期高齢者医療に加入した人も含めた収入の合計額が520万円未満の人。		
1 割 ※1	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人		
	低 所 得 者 Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市 民税非課税の人(低所得者 I 以外の人)	低所得者Ⅰ・Ⅱの人は『限度	
	低所得 者I	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市 民税非課税で、各所得がいずれも0円の人 (年金の所得は控除額を80万円として計算)	額適用・標準負担額減額認 定証』が必要です。※2	

- ****1** 1割負担の受給者証は、平成25年4月から一律2割負担となる予定のため、『2割(平成25年3月31日までは1割)』と表示されています。
- ※ 2 『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関等に提示すると、医療費が自己 負担限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

なお、複数の病院や薬局での支払額の合計が自己負担限度額を超えた場合は、 高額療養費として支給されます。

認定証の交付を希望する場合は申請が必要です。

申請先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)または、各支所市民課

持ち物 認印、本人確認書類、委任状(代理受取の場合)

●有効期限について

有効期限は平成 25 年 7 月 31 日です。ただし、平成 25 年 7 月 31 日以前に 75 歳になる場合、有効期限は 75 歳の 誕生日の前日になります。

75歳になると後期高齢者医療で医療を受けるようになります。切り替え時には市役所から保険証をお送りします。

●8月以降、クリーム色の高齢受給者証は使用できません。ハサミを入れるなどして処分してください。

間 国保年金課

☎ 055-948-2905